

令和7年調布市教育委員会第2回定例会会議録

1. 日 時 令和7年2月20日午前10時00分～午前10時55分（0時間55分）

1. 場 所 教育会館3階 301～303研修室

1. 出席委員 教 育 長 大和田 正 治

委 員 榎 本 竹 伸

委 員 千 田 文 子

委 員 毛 利 勝

委 員 白 倉 代 助

1. 出席説明員 教 育 部 長 阿 部 光

教 育 部 副 参 事 兼

指 導 室 長 小 林 力

教 育 部 次 長 高 橋 慎 一

教 育 総 務 課 長 鈴 木 克 久

教育総務課施設担当課長 関 口 幸 司

教育総務課副主幹 市 川 陽 介

教育総務課副主幹 森 木 豊 和

学 務 課 長 佐 藤 龍

学 務 課 課 長 補 佐 岡 本 広 美

指導室学校教育担当課長 三 井 豊

指導室教育支援担当課長兼

教 育 相 談 所 長 伊 藤 聖 子

指導室教育支援担当主幹兼

教育支援担当課長補佐 平 野 良 弥

指導室統括指導主事 門 田 英 朗

指 導 室 副 主 幹 佐 藤 晋太郎

社 会 教 育 課 長 泉 健一郎

社会教育課課長補佐 小 川 香 里

図 書 館 長 服 部 聖 治

図 書 館 主 幹 海老澤 昌 子

1. 事務局出席者 教育総務課総務係主事 陸 田 晃 生

1. 会議録署名委員 教 育 長 栗 原 健
委 員 榎 本 竹 伸

〈会議に付した事件〉

議案第3号 調布市教育委員会表彰について

議案第4号 調布市教育委員会事務局事案決裁規程の一部を改正する訓令

議案第5号 調布市社会教育関係団体の登録及び支援に関する規則の一部を改正する規則

議案第6号 臨時代理の承認について（東京都公立学校校長・副校長の人事について）

議案第7号 臨時代理の承認について（東京都公立学校教員の人事について）

○大和田教育長 おはようございます。ただいまから令和7年調布市教育委員会第2回定例会を開会いたします。

○大和田教育長 日程に入る前に事務局に申しあげます。傍聴を希望する方がいらっしゃいましたら、随時入場させてください。

○大和田教育長 本日、臼倉教育長職務代理者は、都合により欠席しておりますので、御了承願います。

なお、本日の会議につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項に規定する定足数に達しておりますので、有効に成立いたします。

○大和田教育長 ここでお諮りいたします。本日審議いたします日程第3の議案第6号及び議案第7号については人事案件であることから、審議を非公開といたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○大和田教育長 御異議なしと認めます。よって、日程第3の当該議案については、非公開とすることに決定いたしました。

日程第1 令和7年調布市教育委員会第2回定例会会議録署名委員の指名について

○大和田教育長 これより日程に入ります。日程第1、令和7年調布市教育委員会第2回定例会会議録署名委員の指名について。本件については、調布市教育委員会会議規則第29条の規定により、榎本委員を指名し、教育長の私、大和田とともに署名委員といたします。よろしくお願いいたします。

日程第2 報告事項

○大和田教育長 次に、日程第2、報告事項に入ります。報告事項をすべて報告いただいた後、一括質疑といたしますので、よろしくお願いいたします。

初めに、関口教育総務課施設担当課長から、令和6年度教育施設主要事業の執行及び進捗状況について報告を願います。関口教育総務課施設担当課長。

○関口教育総務課施設担当課長 教育施設主要事業の執行及び進捗状況について報告い

たします。資料1をお願いいたします。

教育施設の工事につきまして、2月10日現在の進捗状況の報告です。前回の定例会以降、新たに契約した工事は、2ページ、No.18の工事1件です。

契約しました工事の概要ですが、緑ヶ丘小学校と第八中学校で、設置から年数が経過しました空調設備の改修工事を実施するものです。

また、本日の定例会までに4件の工事が完了し、引き渡しまで完了しています。

続きまして、4ページをお願いいたします。No.1の写真は、八雲台小学校校舎外壁及び屋上防水改修工事の施工状況です。改修工事の施工についてはおおむね完了し、来週2月28日に完了検査を実施する予定です。

No.2は、調和小学校校舎外壁及び屋上防水改修工事の施工状況で、外壁改修の施工が完了し、外部の仮設足場の撤去も完了しました。

No.3は、神代中学校格技棟改修工事の施工状況で、内部の内装改修の施工もおおむね完了した状況です。この後、室内化学物質の測定を行い、安全を確認した後に工事完了となります。

続きまして、5ページをお願いいたします。No.4は、第四中学校校庭整備工事の施工状況で、既存の校庭との地盤の高さ調整を行っており、この後、表層にグリーンダストを敷きならし、工事完了となります。

No.5は、国史跡下布田遺跡整備工事の施工状況で、公園内の園路の整備が整ってきた状況です。

No.6は、郷土博物館分室解体工事の施工状況で、2階建て軽量鉄骨造の建物の解体を進めておりまして、外壁材の撤去作業を進めています。

報告は以上です。

○大和田教育長 次に、佐藤学務課長から、中学校学校選択制に関する検証報告書について報告をお願いします。佐藤学務課長。

○佐藤学務課長 私からは、中学校学校選択制に関する検証報告書について報告いたします。A3横の資料2、中学校学校選択制に関する検証報告書の概要をお願いいたします。

資料上部のボックス、1、はじめにについてですが、中学校学校選択制は、中学校入学予定の児童が指定された学区域以外の学校への入学を希望した場合に、各学校の受け入れ予定人数の範囲内で入学できる制度で、調布市教育委員会では平成19年度入学者から実施しております。学校選択制の導入後、制度の運用状況を客観的に検証するため、平成23年

度、29年度にアンケート調査を行い、その検証結果を基に、制度の改善を図りながら、毎年実施しております。

前回の検証から6年が経過し、改めて現状の把握と制度改善の必要性を検証するため、アンケート調査を実施しました。その結果を基に、有識者の助言をいただき、制度の検証を行いました。

資料左側、2、中学校学校選択制の実施状況について、学校選択制利用者数と利用率の推移をグラフで記載しております。折れ線グラフで表記している利用率は、年度によって多少の差はあるものの、近年は11%以上の利用率を維持しています。また、下段の表のとおり、毎年受け入れ予定人数を設定しており、それを大きく超えた場合には公開抽せんを行うこととしておりますが、平成28年度入学からは抽せんを実施することなく、全員が希望する中学校に入学できております。

資料右側の3、学校選択制度の検証方法についてですが、6項目を検証の視点として設定した上で、アンケート調査の設問を設定しました。調査対象者は、中学校2年生の生徒とその保護者、これから制度の利用対象となる小学校5年生の児童とその保護者のほか、小・中学校の教員を対象として、任意でのアンケート調査を実施いたしました。

次に、4、検証の視点とアンケート実施結果のまとめです。

視点1、学校選択制は支持されているのかについて、検証結果として、児童・生徒、保護者の85%以上、教員は75%以上が学校選択の機会があったほうがよいと回答し、実際に学校選択制を利用した人の84%以上が、学校選択制を利用してよかったと回答していることから、学校選択制は利用者及び教員から高い割合で支持され、利用者からの満足度も高いことが分かりました。

視点2、児童、保護者の学校教育への関心や理解が高まっているかについて、結果として、児童・生徒及び保護者ともに、肯定的な意見が半数を超えなかったものの、教員は半数以上が関心や理解が高まっていると回答しています。学校選択制が学校や教育への関心を高める機会として機能するために、教育委員会及び学校が適切な情報を広く発信していく必要があります。

資料2枚目をお願いいたします。視点3、必要な情報が適切に提供できているか、風評等による選択がされていないかについて、検証結果として、児童・生徒及びその保護者にとって必要な情報を容易に得られるよう、学校が実施する保護者説明会、学校公開や教育委員会が発行する「学校選択制のご案内」など、公的機関からの情報発信を改善していく

ことが必要です。また、小学校5年生よりも早い段階で制度の周知を行うことが求められます。

視点4、特色ある学校づくりの取組につながっているのかの検証結果について、各学校は特色ある取組を展開し、児童は学校選択制を用いて自分に適した学校を選択することを目指しており、学校選択制の結果を学校の経営や教育活動を振り返る1つの指標として、各学校が意識的に取り組むことが求められます。

視点5、学校と地域との連携が希薄になっていないかの検証結果について、地域の活動、行事に参加している割合は、指定校在籍者より学校選択制利用者のほうがわずかに上回っていることなどから、学校選択制が地域との連携を希薄にしている要因であるとは考えにくいという結果になっております。

資料右側の視点6、生徒の通学の安全については確保されているのかの検証結果について、選択制利用者の通学時間や距離が長くなり、子どもに負担がかかっていることが検証結果から分かりました。制度変更による制限は生徒の可能性を狭める可能性がありますので、通学距離に無理がない学校選択をしてもらうよう、案内の改善を図る必要があります。

最後に、5、今後の取組と方向ですが、今回のアンケート調査結果から、制度に対する支持は高く、制度として市民に定着していることが確認できましたので、今後も継続的に制度を運用していきます。

その中で、令和7年度から制度の周知に関する新たな取組を実施していきます。そして、学校を取り巻く制度の動向に注目しながら、今後も適切な情報発信と学校規模の維持に取り組んでまいります。

説明は以上でございます。

○大和田教育長 次に、門田指導室統括指導主事から、令和7年1月における市内小・中学校の事故等の報告について報告を願います。門田指導室統括指導主事。

○門田指導室統括指導主事 私からは、令和7年1月における市内小・中学校の事故等について報告をいたします。資料3をお願いいたします。

令和7年1月は、小学校6件、中学校4件、合計10件となります。

初めに、小学校についてです。①発生日、1月16日木曜日、発生場所、体育館、学校管理内の事故になります。対象児童は第3学年です。当該児童は、体育の授業中、跳び箱の練習を行っていました。跳び箱を跳んだ際に、バランスを崩し、左手を床についた状態で着地をしています。病院で受診をし、左鎖骨骨折の診断を受けております。

②発生日， 1月20日月曜日， 発生場所， 校庭， 学校管理内の事故になります。対象児童は第2学年です。当該児童は，休み時間に校庭のジャングルジムの周りで鬼ごっこをしていたところ，ジャングルジムの棒に顎をぶつけております。病院で受診をし，下前歯打撲の診断を受けております。

③発生日， 1月20日月曜日， 発生場所は校舎内トイレ， 学校管理内の事故になります。対象児童は第1学年です。当該児童は，下校前にトイレに行った後，手を洗おうとしたところ，足を滑らせ洗面台の縁に口をぶつけました。病院で受診をし，上前歯破折の診断を受け，欠損部を埋める処置を施されております。

④発生日， 1月27日月曜日， 発生場所， 教室， 学校管理内の事故になります。対象児童は第3学年です。当該児童は，教室の自席机上で，上着のコートを自分の体に巻き付けた状態で体育座りをしていました。その際，バランスを崩し床に落ちております。床に落ちた際に顔面を強打いたしました。病院で受診をし，前歯動揺の診断を受けております。

⑤発生日， 1月27日月曜日， 発生場所は図工室， 学校管理内の事故になります。対象児童は第4学年です。当該児童は，図画工作の授業中，彫刻刀を使用して版画を彫っておりました。彫っていた際に，勢い余り，添えていた左手親指に彫刻刀をぶつけました。病院で受診をし，左手親指裂傷の診断を受けております。

⑥発生日， 1月28日火曜日， 発生場所， 教室， 学校管理内の事故になります。対象児童は第1学年です。当該児童は，算数の授業中，教具の操作の練習をしていました。その際，教具が入っているケースを口にくわえた状態で教室を歩き，他児童の机の下に潜りました。机の下で床に伏せている状態から動こうとしたところ，バランスを崩し床に顔をぶつけ，口にくわえていたケースが喉奥に当たりました。病院で受診をし，喉裂傷の診断を受けております。

裏面に参ります。続いて，中学校です。①発生日， 1月11日土曜日， 発生場所， 校舎内階段， 学校管理内の事故となります。対象生徒は第2学年です。当該生徒は，下校時に校舎内階段を降りていたところ，足を滑らせ転倒しました。病院で受診をし，後頭部打撲の診断を受けております。なお，翌登校日から通常どおり登校しております。

②発生日， 1月17日金曜日， 発生場所， スキー場ゲレンデ， 学校管理内の事故になります。対象生徒は第1学年です。当該生徒は，移動教室のスキー実習中に転倒し，装着していたスキー板が顎にぶつかりました。病院で受診をし，顎裂傷の診断を受け，3針縫合の処置を施されております。

③発生日、1月23日木曜日、発生場所、家庭科室、学校管理内の事故になります。対象生徒は第2学年です。当該生徒は、家庭科の被服実習中にミシンを使用していました。ミシン針に引っ掛かった糸を取ろうと針に触れていた際に、誤ってコントローラーを踏んでしまい、針で左手人差し指を刺しました。病院で受診をし、左手人差し指刺創の診断を受けております。

続きまして、④発生日、1月27日月曜日、発生場所、宿泊先ホテル、学校管理内の事故になります。対象生徒は第1学年です。当該生徒は、移動教室のレクリエーションを行うための準備の時間に、歩いていて左足を痛めました。病院で受診をし、左足薬指若木骨折の診断を受けております。

報告は以上となります。

○大和田教育長 次に、服部図書館長から、令和7年度調布市立図書館の休館についてについて報告を願います。服部図書館長。

○服部図書館長 令和7年度調布市立図書館の休館について報告いたします。資料4をお願いします。

こちらは、調布市立図書館条例の規定により、図書館の休館日の変更及び臨時休館日について報告するものです。

1、中央図書館休館日の変更ですが、条例に基づく休館日は、(1)変更前の令和7年9月29日及び30日でしたが、祝日などの関係や文化・コミュニティ振興財団との調整により、(2)変更後は、令和7年9月16日及び17日とします。(3)変更の理由は、文化会館たづくりの総合保守点検等のためです。

2、臨時休館日の指定としては、(1)中央図書館は、(ア)令和7年9月18日から19日まで、(イ)令和8年2月14日から15日までを、文化会館たづくりの総合保守点検等のため休館します。

(2)分館は、(ア)調和分館、宮の下分館、佐須分館においては令和7年6月3日から6日まで、(イ)深大寺分館及び緑ヶ丘分館は令和7年6月10日から13日まで、(ウ)神代分館、富士見分館及び染地分館においては令和7年6月17日から20日まで、(エ)国領分館及び若葉分館については令和7年7月1日から4日まで、それぞれ蔵書点検等のため臨時休館します。

この休館日については、市報、図書館ホームページ、図書館カレンダーなどにより周知してまいります。

報告は以上です。

○大和田教育長　　以上で報告事項の報告はすべて終わりました。これから報告事項全般に関する質疑，意見を受けたいと思います。質疑，意見のある方はお願いいたします。毛利委員。

○毛利委員　　資料２の中学校選択制に関する検証報告についてです。

まず，この選択制に関して長年調布市でやってきて，どのような状況かということについて詳しい検証報告を作成いただいて，本当にありがとうございます。ページ数の多い，冊子側にあると思うのですが，この制度自体が他市と比べてどのような状況で，ここまで検証されている自治体がどれくらいあるのかというところを教えていただければと思います。

○大和田教育長　　佐藤学務課長。

○佐藤学務課長　　冊子の７ページにございますとおり，中学校の学校選択制を実施しているのは，26市の中では９市のみとなっています。その中でも幾つかの方法，自由選択制ですとか，ブロック選択制，隣接区域選択制など，実施方法は様々です。調布市のように自由選択制で行っている自治体は，その９市の中でも５市のみという形になっております。

学校選択制の検証については，自由選択制を実施している西東京市では選択制の検証を行っているのは把握しておりますが，そのほかは，なかなかこちらのほうでは把握し切れず，実施している自治体数は少ないのかと思っております。

○大和田教育長　　毛利委員。

○毛利委員　　ありがとうございました。

○大和田教育長　　ほかにごいませんか。白倉委員。

○白倉委員　　ありがとうございます。同じく中学校選択制報告書の検証について，３点御質問いたします。

確かにこの制度の利用者の満足度が児童・生徒，保護者，非常に高いということで，安定し定着しているということが分かりました。ただ，その中でも選択制の目的なのですが，目的が１点，子どもの個性を伸長すると書かれております。これについて少し違和感を感じております。というのは，この１点に集約してしまうと，検証もかなり難しいですし，ほかの大事な部分が非常に希薄になってしまうような感じがいたしまして，コミュニティ・スクールとの関係とか，学習指導要領の改訂等が今後ございますので，ぜひこの目的の文言を変えて，時代の流れに合った目的にしたほうがいいのではないかというこ

とを思います。

そして、今現在、子どもの個性を伸長するという目的と、今の制度との関連というか、つながりというのが、私自身あまりよく理解できていないものですから、少し説明していただきたいと思います。

2点目がアンケートの回収率で、報告書の15ページでございます。小学校5年生が63.2%、中学校2年生、35%、34%で、中学生が少し低い。また、教員に関しましては、小学校教員が18%、中学校教員が30%ということで、全体的にアンケートの回収率が低いと思いますので、この辺の原因等を教えていただければありがたいです。

3点目は、17ページの中学校2年生のアンケートで、右下の第八中学校だけ21人と利用するお子さんがかなり増えているということで、この原因をお知らせいただければありがたいです。

私のほうは以上です。

○大和田教育長 佐藤学務課長。

○佐藤学務課長 御質問ありがとうございます。1点目の目的につきましては、現在、令和5年度から開始している調布市教育プランに基づいて行っております。その中で、施策の5の中に、魅力ある学校づくりの推進ということで、幾つかの主要事業を掲載しております。その中の1つとして、特色ある教育活動の推進というのが規定されていまして、市内の教育資源や各学校の地域特性を生かして、まず特色ある教育活動を進めていく。また、児童が自らの個性に合った中学校を選択する学校選択制を通じて、それぞれの個性や可能性をさらに伸ばしていくということで規定しておりますので、そういう形で取組を進めておりますが、今回の検証結果の中では、学校選択制の結果を各学校が意識して、さらに特色ある教育活動を推進するべきだということで御意見をいただいておりますので、そういった形で循環して、よりよい学校づくりを進めていければよいと思っております。

質問にありました、自らの個性を伸ばす選択をしているのかというところでは、今回、アンケートの中で、入学する中学校を誰が決めましたかという質問が本書の付属資料の28ページでございます。その中で、学校選択制を利用した人は、生徒で決めましたが40%を超えております。学校選択制を利用しなかった生徒については、22%、25%の数字で推移しておりますので、学校選択制を利用した方については、生徒自ら決めて選択したという

ところで結果が出ておりますので、学校選択制が自分で個性を伸ばすところの一助にはなっているのかと思っております。

2 番目の回収率につきましては、今回、小学校18.6%、中学校30.6%ということで、教員についてはかなり低い数字となっております。前回、6 年前の検証につきましては、アンケート用紙を各学校に配布して、紙で回答いただいておりますが、今回は紙の配布、紙の回答にかかる手間を省略するために、アンケートの案内の用紙を各学校に配布して、回答は紙か電子で行うという形をお願いしております。

市立学校の在籍者につきましては、すぐーるというアプリでリマインドを何回か行っております。ただ、教員に関しては、学校を通じてお願いしておりましたので、特にすぐーるを利用してのリマインドは行っておりませんでしたので、このような回収率になったというところは課題だと思っております。

3 番目の質問につきまして、第八中学校の21人というところは、令和6 年度入学の中では、第八中学校を希望する人が、当初の申請ですと81人おりました。私立学校の受験等で人数が少なくなり、最終的に入学したのが42人という形で、もともと学校選択制で第八中学校を選択する人が多くなっています。その中でも、第四中学校の学区の児童が多く第八中学校を選択しているという状況になっております。

○大和田教育長 白倉委員。

○白倉委員 ありがとうございます。まず1 点目に関しましては、魅力ある学校づくり、また特色ある学校づくり、そこに通じているということで理解いたしました。ただ、この報告書の69ページの有識者の見解の第2 番目の丸は、これは感想ですが、少し違うのではないかと私は思うのです。子どもの個性を伸長するための制度であり、学校の活性化、特色ある学校づくりは選択制の結果として副次的につながってくると。この副次的につながってくるというのが、今言った教育計画の中の特色ある学校づくりというのはかなり上位の目標だと思いますので、これが個性の伸長の副次的な結果というのは、少しこの辺が理解できませんでした。これは自分の感想でございます。

ぜひ今後、今の時代に合った、もう少し分かりやすい目的にしていいただければ、また、並列のほうで、きちんと検証できる表現、例えば保護者の多様なニーズに応えるためとか、保護者の協力意識を高める、又は教員の意識改革のためとか、そのような明確な目的のほうで検証しやすいのではないかと考えております。ありがとうございます。

それと、3 点目の第八中学校なのですが、第八中学校の希望者が多いということは、教

育課程の中になんか特色ある教育活動がされているのではないかと思います、その辺を少し紹介していただければありがたいと思います。3番目は、第八中学校の多い理由というのですか、多分、教育課程、または第四中学校の工事の問題も絡むのでしょうか。その辺が少し不明確なものですから。すみません。

○大和田教育長 佐藤学務課長。

○佐藤学務課長 第八中学校を選択する児童数というのは、毎年かなり多くなっています。学校選択制を選択する際に、理由を書くこと自体がないので、その方がなぜ第八中学校を選択しているかというのは、毎年この数字の中からは見えてこないのですが、まず、第四中学校の建て替えの問題で、その近辺で駅から近いという、交通の利便性というところもあるかと思います。あとは、少人数の学校でありますので、今回のアンケート結果の中からも、学校の規模が大きいというよりは、小規模なこちらの学校に通いたいという結果が多く出ておりますので、そのような理由も考えられるのかと思っております。

○大和田教育長 白倉委員。

○白倉委員 よく分かりました。ありがとうございます。

○大和田教育長 ほかにございませんか。それでは、榎本委員。

○榎本委員 同じくこのアンケート、検証報告書のことについて質問させていただきます。

これだけまとめるのはとても大変だったと思うのですが、どのような形で、また回答率も含めて、より多くの方々からデータを取ったほうが効果的かと思っているわけですが、この冊子の55ページの小学校教員の回答者の在籍学校というところを見ますと、第一小学校は14人、第二小学校は17人という数字が出ていますけれども、この中にゼロ回答の学校が3校あるわけです。これはなぜ回答がなかったのか。まずそこを教えていただきたいと思います。

○大和田教育長 佐藤学務課長。

○佐藤学務課長 今回のアンケート調査につきましては、アンケート用紙自体を学校に配布するという作業を省略させていただいたので、アンケート調査の案内だけでは教員の方々に行き渡らなかったのかというところは、課題として感じております。

児童・生徒、保護者に対しては、すぐーるというシステムでリマインドはできたのですが、小学校教員についてはそのような形で学校を通じてのお願いでしたので、次回検証を行う際は、そのようなところのリマインドの工夫をしていきたいと思っております。

○大和田教育長 榎本委員。

○榎本委員 ありがとうございます。やはり抜けてしまう地域が、あるいは学校があると、全体的な回答として、データとしても正確性があるのかということが問題になるかと思うので、すべての地域でより多くの回答を得られるような工夫が必要かと思っています。

それと同時に、この制度の効果的な運用をするためにも、やはり先生方のデータ、あるいは親や子どもたちのデータを今後もしっかり取っていただいて、運用に生かしていただければと思っています。よろしくお願いいたします。

○大和田教育長 それでは、続いて、千田委員、お願いします。

○千田委員 私も資料2について、私は質問ではなくて感想を述べさせていただきたいと思います。

まずもって、この分厚い報告書を担当された事務局の方々には、本当に感謝したいと思います。

今や、あって当たり前の制度になっていますけれども、私はこの制度の立ち上げの際の、かなり紛糾した論議を思い出してしまいます。あのときに、様々出された懸念とか期待などが、この検証の6つの項目に視点としてしっかり入れ込まれていると、改めて今回拝見して思いました。この6つの視点で検証していくことは重要だと思いました。加えて、それを前回の調査と比較してどうなっているかということも出していただいているので、説得力があると思いました。

私の本当に感想なのですけれども、中学校の教員の方々がおおむね良好の意見をたくさん出してくださっているのは、大変うれしいことでした。あの発足当時の論議の中では、かなり懸念が多かったと思いますけれども、今、本当にあって当たり前の制度になっていることを実感しました。

そしてまた、この中には、今後の取組と方向の中で、これから時代が変わっていき、部活の地域連携とか、地域移行とか、コミュニティ・スクールとか、様々なことがこれから変わっていく、ここにも注目していかなければならない必要性を提示しておられますし、今回、目的について再考したらどうかというようなことも、これから含みながら、調布市の重要な制度として、なお一層充実していただいたらありがたいと思います。よろしくお願いします。そして、ありがとうございます。

○大和田教育長 御意見ということで賜りたいと思います。

ほかにございませんか。

(「なし」との声あり)

○大和田教育長 それでは、ほかになければ、以上で報告事項を終わります。

日程第3 議案

議案第3号 調布市教育委員会表彰について

○大和田教育長 続いて、日程第3、議案に入ります。

議案第3号「調布市教育委員会表彰について」を議題といたします。本件について市川教育総務課副主幹から提案理由の説明を願います。市川教育総務課副主幹。

○市川教育総務課副主幹 議案第3号「調布市教育委員会表彰について」、御説明いたします。

本件は、議案書の下段に記載のとおり、調布市教育委員会表彰規程第5条の規定により、被表彰者の追加について提案するものです。

詳細を説明いたしますので、資料2、令和6年度調布市教育委員会表彰被表彰者名簿を御覧ください。先月の教育委員会定例会において御承認いただいた内容に加え、体育、芸能等の文化活動において、特に優秀な功績のあったものとして、2件の表彰候補者の推薦がありました。

なお、本件に係る表彰は、2月26日水曜日に予定している教育委員会表彰式において、被表彰対象の生徒へ表彰状の授与等を行う予定です。

また、資料3、資料4についてですけれども、前回、第1回定例会でお示した名簿から被表彰者の記載の順番を入れ替えるなど、更新された資料です。更新箇所は、赤字、下線で明示した箇所となります。

なお、今回の資料更新に際して、表彰を受ける児童・生徒並びにその功績に変更はございませんので、御承知おきください。

説明は以上です。よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願いいたします。

○大和田教育長 以上で説明は終わりました。これより質疑を求めます。2人追加されたということですね。

○市川教育総務課副主幹 はい。

○大和田教育長 よろしいですか。

(「なし」との声あり)

○大和田教育長 質疑なしと認め、質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。本件については原案どおりとすることで御異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○大和田教育長 御異議なしとのことでありますので、さよう決定いたします。

議案第4号 調布市教育委員会事務局事案決裁規程の一部を改正する訓令

○大和田教育長 次に、議案第4号「調布市教育委員会事務局事案決裁規程の一部を改正する訓令」を議題といたします。本件について市川教育総務課副主幹から提案理由の説明を願います。市川教育総務課副主幹。

○市川教育総務課副主幹 議案第4号「調布市教育委員会事務局事案決裁規程の一部を改正する訓令」について御説明いたします。

本件は、議案書の下段に記載のとおり、令和7年3月1日から調布市事案決裁規程の一部が改正されることに伴い、宿泊出張命令の合議欄から教育総務課長を削除するなど、所要の改正を行うために提案するものです。

改正内容を説明いたしますので、A4横の新旧対照表をお手元に御用意いただきまして、新旧対照表2ページをお開きください。2ページにございます7番の宿泊出張を命令し、復命を受けることについて、改正前の市の規程では、人事課長を合議としていたため、それに倣い、教育総務課長の合議を要していたところ、今回の市の規程の改正で、人事課長の合議が削除されることから、本規定においても同様に、教育総務課長の合議を削除いたします。

続きまして、5ページをお開きください。5ページ記載の15番、個人別休暇等報告書を作成することについて、こちらも市の規程から削除されることから、同様に、本規程からも削除いたします。

この項が削除されるため、以降の番号が1つずつ繰り上がることも併せて改正いたします。

説明は以上です。よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願いいたします。

○大和田教育長 以上で説明は終わりました。これより質疑を求めます。

よろしいですね。市の規程の改正に伴って教育委員会の規程も変えるということです。

(「なし」との声あり)

○大和田教育長 質疑なしと認め、質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。本件については原案どおりとすることで御異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○大和田教育長 御異議なしとのことでありますので、さよう決定いたします。

議案第5号 調布市社会教育関係団体の登録及び支援に関する規則の一部を改正する
規則

○大和田教育長 次に、議案第5号「調布市社会教育関係団体の登録及び支援に関する規則の一部を改正する規則」を議題といたします。本件について泉社会教育課長から提案理由の説明を願います。泉社会教育課長。

○泉社会教育課長 議案第5号「調布市社会教育関係団体の登録及び支援に関する規則の一部を改正する規則」について説明をいたします。

まず、議案書下段の提案理由を御覧ください。この規則の中の様式の男女別会員構成の記載を見直すことによりまして、多様な性へ配慮するとともに、様式の所要の見直しを行うことにより事務の効率化を図るため、提案するものです。

では、新旧対照表を御覧ください。初めに、1ページから2ページにかけての第1号様式、登録申請書は、団体の連絡先としてメールアドレスの記載欄を追加するとともに、会員構成の人数欄から男女別人数の欄を削除いたします。

続く第3号様式、収支予算書については、表頭の文言を改めるものです。

続いて、4ページの第4号様式、団体役員及び会員名簿は、表頭の電話の記載欄を、個人情報取得範囲を最小限にするため削除し、登録要件を確認するための市内在勤の勤務先名称または市内在学の学校名の記載欄に改めます。

説明は以上です。よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願いいたします。

○大和田教育長 以上で説明は終わりました。これより質疑を求めます。よろしいですか。

(「なし」との声あり)

○大和田教育長 質疑なしと認め、質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。本件については原案どおりとすることで御異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○大和田教育長 御異議なしとのことでありますので、さよう決定いたします。

それでは、これ以降の議案は非公開と決定しておりますので、ここで傍聴者の方は御退

席をお願いいたします。本日も傍聴ありがとうございました。

また、以降の議題については、教員の人事案件でありますので、教育部長，教育部次長，指導室長，指導室学校教育担当課長，教育総務課長，教育総務課副主幹調整担当，事務局以外の職員は，ここで退席をお願いいたします。お疲れ様でした。

非公開

○大和田教育長　　以上で今定例会に付されました案件はすべて終了いたしました。

これにて令和7年調布市教育委員会第2回定例会を閉会いたします。どうもありがとうございました。

調布市教育委員会会議規則第29条の
規定によりここに署名する。

教 育 長

委 員